

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所
廃棄物埋設施設
平成29年度（第1回）保安検査報告書

平成29年8月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要
 - (1) 保安検査実施期間
 - (2) 保安検査実施者

2. 保安検査内容
 - (1) 基本検査
 - (2) 追加検査

3. 保安検査結果
 - (1) 総合評価
 - (2) 検査結果
 - (3) 違反事項

4. 特記事項

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間（詳細は別添1参照）

自 平成29年5月15日（月）

至 平成29年6月 9日（金）

(2) 保安検査実施者

六ヶ所原子力規制事務所

統括原子力保安検査官	松本 尚
原子力保安検査官	山中 弘之
原子力保安検査官	上野 賢一
原子力保安検査官	田中 秀樹
原子力保安検査官	山本 俊一郎
安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）付	
原子力保安検査官	木原 圭一
原子力保安検査官	後藤 裕司

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査及び関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認及び廃棄物埋設施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査

- 1) 保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査
- 2) 不適合管理の実施状況に係る検査

(2) 追加検査

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査」及び「不適合管理の実施状況に係る検査」を検査項目として検査を実施した。

保安検査の結果、保安検査を行った各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなか

った。なお、以下に示す事項については、事業者自らが改善する方針であることを確認した。このため、次回以降の保安検査等でその改善状況を確認することとする。

- ・品質マネジメントシステムに係る報告徴収命令に対して提出された報告書（平成29年2月28日改正、以下「報告書」という。）で示された是正措置計画について、各部門において、アクションプランに基づき、遅滞なく確実に実施すること。また、上記改善活動中に発見された不適合事象「集積RCA対象調査の未実施」については、報告徴収に係る一連の改善活動の中で、全社として必要な改善を図ること。

また、保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、廃棄事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録確認及び廃棄物埋設施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

(2) 検査結果
別添2参照

(3) 違反事項
なし

4. 特記事項
なし

保安検査日程（平成29年度第1回）

月日	5月15日（月）	5月16日（火）	5月17日（水）
午前	<ul style="list-style-type: none"> ●初回会議 ※1 ●運転管理状況の聴取 ○保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査 ※1 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取 ○保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査 ※1 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取 ○保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査 ※1
午後	<ul style="list-style-type: none"> ○保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査 ※1 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査 ※1 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査 ※1 ●チーム会議 ●まとめ会議

注記) ○：検査項目 ●：会議／記録確認／巡視等

※1：日本原燃（株）濃縮・埋設事業所（加工施設）、再処理事業所（再処理施設）及び再処理事業所（廃棄物管理施設）の保安検査と合同で実施

月日	5月19日(金)	6月1日(木)	6月2日(金)
午前	●運転管理状況の聴取	●運転管理状況の聴取 ○保安活動に係る品質保証活動の 適切性に係る検査 ※1	●運転管理状況の聴取 ○保安活動に係る品質保証活動の 適切性に係る検査
午後	○保安活動に係る品質保証活動の 適切性に係る検査 ※1 ●チーム会議 ●まとめ会議	○保安活動に係る品質保証活動の 適切性に係る検査 ※1 ●チーム会議 ●まとめ会議	○保安活動に係る品質保証活動の 適切性に係る検査 ●チーム会議 ●まとめ会議

注記) ○：検査項目 ●：会議／記録確認／巡視等

※1：日本原燃（株）濃縮・埋設事業所（加工施設）、再処理事業所（再処理施設）及び再処理事業所（廃棄物管理施設）の
保安検査と合同で実施

月日	6月 7日 (水)	6月 8日 (木)	6月 9日 (金)
午前	●運転管理状況の聴取 ○保安活動に係る品質保証活動の 適切性に係る検査※1	●運転管理状況の聴取 ○不適合管理の実施状況に係る検査	●運転管理状況の聴取 ○不適合管理の実施状況に係る検査
午後	○保安活動に係る品質保証活動の 適切性に係る検査 ●チーム会議 ●まとめ会議	○不適合管理の実施状況に係る検査 ○保安活動に係る品質保証活動の 適切性に係る検査※1 ●チーム会議 ●まとめ会議	○不適合管理の実施状況に係る検査 ●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議 ※2

注記) ○：検査項目 ●：会議／記録確認／巡視等

※1：日本原燃（株）濃縮・埋設事業所（加工施設）、再処理事業所（再処理施設）及び再処理事業所（廃棄物管理施設）の保安検査と合同で実施

※2：日本原燃（株）濃縮・埋設事業所（加工施設）及び再処理事業所（再処理施設）の保安検査と合同で実施

検査結果（1／2）

1. 検査実施日

平成29年5月15日（月）、16日（火）、17日（水）、19日（金）、
6月1日（木）、2日（金）、7日（水）、8日（木）

2. 検査項目

○保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査

3. 対象となった保安規定の条文

本検査項目は、報告書に基づく改善活動の実施状況に対する検査項目であることから、検査対象となる条文は保安規定の第2章保安管理体制、第3章品質保証等の全般にわたるが、その中でも特に以下の条文に基づいて確認した。

第3条の8	業務の計画
第3条の8の2	業務・埋設施設に対する要求事項に関するプロセス
第3条の8の5	業務の実施
第3条の9の3	不適合管理
第3条の9の5	改善
第5条	職務

さらに、マネジメントレビューに関しては、以下の条文に基づいて確認した。

第3条の6	経営者のコミットメント
第3条の6の2	原子力安全の重視
第3条の6の3	品質方針
第3条の6の4	計画
第3条の6の5	責任・権限及びコミュニケーション
第3条の6の6	マネジメントレビュー

4. 検査結果

4. 1 報告徴収に係る是正措置への対応状況の確認

濃縮・埋設事業部（加工施設）の平成28年度第3回保安検査において、組織の中心となって品質マネジメントを推進すべき立場である安全・品質本部が、事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめたこと等が確認された。これを踏まえ、原子力規制委員会は当該保安規定違反に係る報告徴収命令を発出し、事業者から報告書が平成29年1月30日（平成29年2

月28日付け改正)に提出された。その後の平成28年度第4回保安検査において、平成29年1月30日に原子力規制委員会に提出された報告書の策定プロセス等について検査した。

今回の保安検査では、平成28年度第4回保安検査以降に事業者が実施した報告書の是正措置に係る改善活動及びこれらの改善活動中に発見された不適合事象に係る対応等について、その実施プロセスを保安規定に定める品質マネジメントシステムの観点から、関係者への聴取及び記録等により検査した。

なお、本検査項目については、全社に係る事項であるため、濃縮・埋設事業所(加工施設)及び再処理事業所(再処理施設、廃棄物管理施設)の保安検査と合同で検査した。

(1) 報告書に基づく改善活動

平成29年2月28日に提出された報告書の改正プロセス、報告書に基づく体制の構築及び改善活動の実施状況について、関係者への聴取及び会議体の議事録等の記録を基に、主に以下の事項を確認した。

1) 報告書の改正プロセス

- 平成29年2月3日及び2月15日に開催された核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合における報告書に関する議論を踏まえ、社内で報告書修正チーム及びレビューチームを立ち上げて、報告書を改正したこと。
- 報告書修正チーム及びレビューチームは、報告書の内容に公正を期すため、本事案と直接の関与がなかった者により構成するとともに、報告書修正チームの主査は経営本部の副本部長が、レビューチームの主査は地域・業務本部長が務めたこと。
- 報告書の改正案は、品質・保安会議で審議する事項のうち、社長が必要と認める品質保証に関する事項に該当するとの判断により、平成29年2月27日の第152回品質・保安会議で審議されたこと。この審議結果を踏まえて、社長が2月28日に稟議決裁したこと。

2) 報告書に基づく体制の構築

○安全・品質改革委員会の設置

- ・濃縮事業部、安全・品質本部及び監査室の保安活動適正化に向けた取り組み状況について、濃縮事業部保安活動適正化全社対応委員会(以下「全社対応委員会」という。)にて審議していたものの、全社対応委員会の位置づけが助言及び情報共有が主な活動であったため、平

成29年2月に会議体の位置付け等を明確にするために「全社対応委員会規程」を改正し、社長からの指示・命令機関としたこと。

- ・その後、平成29年3月に全社対応委員会（社長が委員長を務め、安全・品質本部が事務局を担当）から業務を引継ぎ、主に以下の目的を達成するため、安全・品質改革委員会（社長が委員長を務め、経営本部が事務局を担当）を設置したこと。

①濃縮事業部、安全・品質本部及び監査室の保安活動適正化に係る活動、及び報告徴収命令に係る改善活動に係る計画について審議すること。

②上記計画を含む全社の品質保証活動の実施状況について、経営の観点から観察・評価すること。

③当該委員会における上記の審議結果を踏まえ、社長が必要な指示・命令を与え、必要に応じて人材、資源の強化を図ること等により、全社の品質保証活動に係る改革を促進させること。

- ・安全・品質改革委員会は、平成29年6月までに10回開催され、報告書にある是正措置の具体的なアクションプランや全社の品質保証活動に係る改善活動等が議論されるとともに、その進捗を管理していること。

○社外有識者による評価等に係る体制の構築

- ・安全・品質改革委員会における改善活動状況に対して、外部からの客観的な観点で評価、助言を行う機関として、社外有識者（法曹界、ISO規格及び安全文化等の専門家）を委員とする安全・品質改革検証委員会を平成29年4月に設置したこと。

- ・平成29年6月に第1回安全・品質改革検証委員会を開催予定であること。

3) 改善活動の実施状況

○個別計画書及びアクションプランの策定

- ・報告書に基づく対策を実施するため、各部門（安全・品質本部、監査室等）において、個別計画書を策定していること。

- ・個別計画書において、それぞれの対策に対する評価指標、実施スケジュール及びホールドポイント等を明確にして、52項目のアクションプランとしてとりまとめていること。

○安全・品質本部の活動実績

- ・安全・品質本部が実施する以下の改善活動に関して、「安全・品質本部における是正措置等の活動計画書」（以下「安品是正計画書」という。）を策定していること。

①報告書における直接的な原因に係る是正処置及び背後にある要因に対する取り組み（9項目）。

②平成28年度第3回保安検査における指摘事項に対する対応方針を踏まえた改善活動（5項目）。

③「濃縮事業部の保安活動適正化に向けた全体計画書」に基づき、旧品質保証室（現安全・品質本部）に対して実施された根本原因分析を踏まえた改善提言（9項目）。

・安品是正計画書を策定する際に、当該計画書における上記の対策を以下の6つのグループに整理し、安全・品質本部の品質保証部内で抜けないことを確認し、不適合検討WGにて審議し、安全・品質本部長の了解を得ていること。

①安全・品質本部の役割・責任の明確化

②全社対応委員会及びマネジメントレビューの見直し

③不適合管理ルールの見直し

④安全・品質本部における業務プロセスの改善

⑤安全・品質本部の人材育成・充実

⑥監視（オーバーサイト）の実施

・安品是正計画書に基づき、個別の実施計画書を策定するとともに、個別の実施計画書と紐付けて是正処置処理票を起票し、不適合管理の枠組みの中で改善活動を実施していること。

・個別の実施計画書に基づく活動状況について、達成指標との比較による有効性評価を実施するための計画を策定し、平成29年3月及び平成29年4月に改善活動の有効性評価を実施したこと。

○監査室の活動実績

・監査室が実施する以下の改善活動に関して、平成28年12月に制定した「濃縮事業部の保安活動適正化における監査室の不適切な対応に対する是正処置等計画書」（以下「監査是正計画書」という。）について、活動の進捗に応じて適時改正し、監査室のアクションプランとして管理していること。

①監査室の独立性確保

②監査室の活動を監査に限定

③監査室の役割、責任及び権限の明確化

④監査室員の力量向上

・平成29年4月に監査是正計画書に係る活動実績の経過報告を取りまとめ、監査室長の承認を得た後に、安全・品質改革委員会に報告していること。

○全社で実施する継続的な改善活動の活動実績

・全社として継続的に実施する以下の改善活動に関して、全社対応委員会及び安全・品質改革委員会における複数回の審議を経て、平成29年5月に経営本部が「全社的な職場風土の改善に関する計画書」を策定し、各事業部に展開して活動していること。

- ①対話活動の促進（役員間、役員と社員、社員間）
- ②役員のコミュニケーション力の多面評価とトレーニングの実施
- ③研修の実施（コミュニケーション研修等）
- ④職場の業務課題の共有化
- ⑤職場風土の現状把握のためのアセスメントの実施
- ⑥職場風土アドバイザーから社長への助言・意見

上記の検査の過程において、アクションプランによる進捗管理に関して、アクションプランの管理項目に安全・品質改革検証委員会に係る事項が入っていない、アクションプランと個別計画書における評価指標の記載が異なる項目がある等の不十分な点が認められた。これに対して、事業者より、個別計画書等の管理項目を精査した上で、進捗状況、今後の予定及び懸案事項等を抜けなく把握するために、アクションプランの管理項目等を見直し、遅滞なく確実に改善に取り組む旨の発言があった。

4) 結論

以上のことから、報告徴収命令を踏まえ、事業者が作成したアクションプランに基づく改善活動の実施状況等について検査した結果、保安検査で確認した範囲において、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、事業者は継続してアクションプランに基づき、遅滞なく確実に改善に取り組むとしていることから、今後の改善状況について、保安検査等において引き続き確認する。

(2) 改善活動中に発見された不適合事象に係る対応状況

報告書に基づく改善活動中に発見された不適合事象に関して、全社的な品質保証活動の改善に向けた取り組み状況について、関係者への聴取及び会議体の議事録等の記録を基に、主に以下の事項を確認した。

1) 経緯

○報告徴収命令に端を発した一連の改善活動において、不適合管理をはじめとする品質保証活動の重要性を認識する等の全社的な展開を行っている中、平成29年4月に埋設事業部の品質保証課において、「予防処置実施要領」に基づく、平成27年度下期分及び平成28年度上期分

の集積根本原因分析対象調査（以下「集積RCAスクリーニング」という。）が未実施であることに気付き、不適合管理報告書を起票したこと。

- 埋設事業部における予防処置に係る関連規程類では、根本原因分析の実施に係る全社共通の関連規程類である「不適合の根本原因分析実施要則」（以下「共通RCA要則」という。）を引用し、以下の手順で集積RCAスクリーニングを実施することとなっていること。

- ・品質保証課長は、不適合等に類似性や頻発傾向を示している事象のうち、それ自身が安全に重大な影響を与える事象ではないものについて、半期毎にデータ分析を行い、類似性等を有する不適合事象が根本原因分析の対象となるかの判断を行い、その結果を不適合検討会で審議した上で、事業部長の承認を得ること。

2) 全社としての対応状況

- 埋設事業部は、平成29年5月に本事案にかかる不適合管理を行うとともに、社内の他事業部等との情報共有を実施したこと。

- 安全・品質本部は、当該不適合情報を入手した後に、安全・品質本部、監査室及び各事業部（再処理事業部、濃縮事業部、埋設事業部）（以下「本部・室・各事業部」という。）に対して、本事案に係る水平展開調査を指示したこと。調査の結果、本部・室・各事業部において同様の不適合事象が発見され、それぞれの部門において不適合管理を開始したこと。

- 安全・品質本部は、本事案を全社として対応すべき重要案件と捉え、本部・室・各事業部の活動状況を取りまとめ、平成29年5月に安全・品質改革委員会に報告したこと。当該委員会における社長の指示に基づき、主に以下の改善活動を継続していること。

- ①集積RCAスクリーニングに係る具体的な手順等（分類方法、分析手法及び判断基準等）が、本部・室・各事業部において異なることが判明したことから、全社共通の判断基準等について検討し、他事業部との比較を容易にする等の改善を図るべく、共通RCA要則を改正すること（平成29年9月）。

- ②本部・室・各事業部が実施した自部門の集積RCAスクリーニング結果を全社として確認していなかったことから、以下の会議体の運営方法等を見直すこと。

- ・品質保証連絡会にて、本部・室・各事業部が実施した自部門の集積RCAスクリーニング結果を定期的に報告することを明確にするために「品質保証連絡会運営要則」を改正すること（平成29年6月）。

- ・マネジメントレビューのインプット情報に集積RCAスクリーニング結果を追加し、定期的にその実施状況を確認するために、マネジメントレビュー等の実施に係る関連規程類「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運営要則」を改正すること（平成29年6月）。

③本事案を含めて不適合管理に係る問題が社内で発生していることを踏まえ、本部・室・各事業部における不適合管理の仕組みの再確認と実施状況等の点検を実施すること。

3) 本部・室・各事業部における不適合管理の実施状況

①安全・品質本部

○経緯

- ・平成21年度上期から平成27年度下期までは、旧品質保証室（平成28年6月より安全・品質本部）が共通RCA要則に従い、半期毎に全社の不適合情報を集めて、組織要因の観点から集積RCAスクリーニングを実施していたこと。
- ・平成28年10月に共通RCA要則が改正され、安全・品質本部が従来実施していた、本部・室・各事業部の不適合情報を集めて実施する集積RCAスクリーニングをとりやめ、本部・室・各事業部の管理責任者が半期毎に実施した集積RCAスクリーニング結果を品質保証連絡会（安全・品質本部が事務局を努める各事業部の品質保証部門長が集まる会議体）に報告する運用に変更されたこと。
- ・安全・品質本部は、共通RCA要則改正後、平成28年度上期分の自部門の集積RCAスクリーニングを実施しなかったこと。

○不適合管理

- ・本事案に係る不適合管理票を起票し、不適合の除去として、当該期間に発生した不適合（11件）を対象とした集積RCAスクリーニングを実施し、根本原因分析を実施すべき事案がないことを、不適合検討WGに付議した後に、安全・品質本部長が承認したこと。
- ・また、平成29年5月に品質保証連絡会を開催し、本部・室・各事業部が自部門の平成28年度上期分の集積RCAスクリーニング結果を報告するとともに、品質保証連絡会において、全社として根本原因分析を実施すべき事案がないことを確認したこと。
- ・不適合の直接原因として、①業務変更時の業務管理不足、②品質保証連絡会の審議事項の管理不足の2項目を特定し、これらに対する是正処置を検討中であること。

②監査室

○経緯

- ・平成28年6月に監査室を設立(旧品質保証室から独立)した際に、旧品質保証室の関連規程類を引き継いで、予防処置の手順を含んだ「監査室 不適合管理要領」を制定したこと。
- ・ただし、「監査室 不適合管理要領」では、予防処置の手順の中で共通RCA要則を引用しているものの、集積RCAスクリーニングの実施に係る事項(分類方法、分析手法及び判断基準等)が明確になっておらず、かつ、監査室に対する、旧品質保証室からの引継においても、当該業務に係る事項は含まれていなかったこと。
- ・監査室は、平成28年度上期分の集積RCAスクリーニングを実施しなかったこと。

○不適合管理

- ・本事案に係る不適合管理票を起票し、不適合の除去として、当該期間に発生した不適合(1件)を対象とした集積RCAスクリーニングを実施し、根本原因分析を実施すべき事案がないことを、監査室長が確認したこと。
- ・不適合の直接原因として、①ルールが不明確、②教育が不十分の2項目を特定していること。
- ・上記の原因に対する是正処置として、「監査室 不適合管理要領」について、予防処置における集積RCAスクリーニングに係る事項を追加する改正を行い、監査室員に対して当該要領の改正内容に係る教育を実施する予定であること。
- ・また、本事案に係る予防処置として、保安規定の要求事項と監査室の関連規程類の紐付けを精査し、漏れがないことを確認する予定であること。

③埋設事業部

○経緯

- ・品質保証課は、平成27年度下期分及び平成28年度上期分の集積RCAスクリーニングが未実施であることに気付き、不適合管理報告書を起票し社内の他事業部等との情報共有を実施したこと。
- ・安全・品質本部からの指示による水平展開調査の結果、品質保証課は平成21年度から平成27年度上期分についても、集積RCAスクリーニングを実施していなかったことを発見したこと。
- ・品質保証課は、平成21年度から平成28年度上期分の集積RCAスクリーニングが未実施であることに対する不適合管理報告書を

起票するとともに、平成27年度下期分及び平成28年度上期分の当該業務未実施として起票した不適合管理報告書を廃止としたこと。

○不適合管理

- ・品質保証課は本事案に係る不適合の除去として、平成28年度下期分の集積RCAスクリーニングを実施する際に、未実施分と併せて評価することとし、平成21年度上期から平成28年度下期に発生した141件の不適合を対象とした集積RCAスクリーニングを実施したこと。また、品質保証課は、当該スクリーニングの結果、類似性があり頻発している不適合の要因分類として、要領理解不足、教育忘れ及び記載ミス of 3分類を特定し、これらについて根本原因分析を実施すべきとして、不適合検討会に報告し、埋設事業部長が承認したこと。
- ・集積RCAスクリーニングを実施しなかった直接原因として以下を特定した。
 - ①品質保証課内の業務進捗を確認する仕組みが不十分だったこと。
 - ②品質保証課員の集積RCAスクリーニングに係る業務に対する重要度の認識が低かったこと。
 - ③「予防処置実施要領」において、集積RCAスクリーニングの具体的手順が定まっていなかったこと。
- ・上記の直接原因に対する是正処置として、以下の対策を実施する予定であること。
 - ①品質保証課の業務計画等において、集積RCAスクリーニングの実施時期の見える化を図り、業務管理を実施すること。
 - ②品質保証課員に対して、予防処置活動の必要性及び重要性に係る教育を実施すること。
 - ③共通RCA要則の改正に併せて、「予防処置実施要領」において、集積RCAスクリーニングの具体的手順を明確化し、品質保証課の教育・訓練計画に、関連する教育を追加し、当該業務を実施する半期毎に教育を実施すること。
- ・品質保証課長は、本事案は組織としての問題が潜在している可能性があることから、根本原因分析の実施が必要と判断したこと。また、不適合検討会において、品質保証課長の判断の妥当性を確認したこと。

上記の検査の過程において、「予防処置実施要領」における集積RCAスクリーニングの具体的手順が組織の力量に応じ明確でなかったこと及

び品質保証課における当該業務の重要性に対する認識が低く業務分担が明確でなかった等の不十分な点が認められた。これらに対して、安全管理部長は、直接原因に対する是正処置を確実に実施するとともに、当該業務の重要性に対する認識が低かった等について反省し、根本原因分析により組織要因を抽出し、必要な改善を図る旨の発言があった。

4) 結論

以上のことから、報告書に基づく改善活動中に発見された不適合事象「集積RCAスクリーニングの未実施」に係る対応状況について検査した結果、保安検査で確認した範囲において、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、事業者は報告徴収命令に係る一連の改善活動の中で必要な改善を図ることから、今後の改善状況について、保安検査等において引き続き確認する。

4. 2 マネジメントレビューの実施状況に係る検査

品質マネジメントシステムが適切、妥当かつ有効であることを確実にするための手段であるマネジメントレビューの実施状況について、マネジメントレビューへのインプット及びアウトプットを踏まえた品質方針の設定状況、品質目標の設定状況等を確認することにより、組織における保安活動の評価プロセスが十分に機能し、保安活動の改善のための取組が適切に実施されているかについて、その実施プロセスを保安規定に定める品質マネジメントシステムの観点から、関係者への聴取及び記録等により検査した。

なお、本検査項目の内、安全・品質本部及び監査室に係る事項については、濃縮・埋設事業所（加工施設）及び再処理事業所（再処理施設、廃棄物管理施設）の保安検査と合同で検査した。

(1) マネジメントレビューの実施状況

平成29年3月7日に平成28年度第3回マネジメントレビューを開催したが、インプット資料の不備が確認されたことから、同年3月14日に臨時マネジメントレビューを開催した。また、報告書において、安全・品質本部におけるマネジメントレビューへのインプットが適切に行えなかったことに対し、マネジメントレビューへのインプットをチェックする仕組みの導入、マネジメントレビューの有効性・適時性の向上といった是正措置を講じるとしている。これらの是正措置を講じた上で、平成29年3月27日に平成28年度第4回マネジメントレビューを開催した。

これらの状況を踏まえ、本検査においては、マネジメントレビューに関する報告書の是正措置の実施状況及び主に平成28年度第4回マネジメント

レビューの実施状況について、関係者への聴取及び会議体の議事録等の記録を基に、主に以下の事項を確認した。

1) 報告書の是正措置の実施状況

- 安全・品質本部は、自部門のマネジメントレビューへのインプット資料をチェックする仕組みとして、平成29年3月に「安全・品質本部 品質目標の設定、管理および本部長レビュー要領」を改正し、マネジメントレビューへのインプット資料を作成する際に、セルフチェックシートを用いて、必要な事項（社長の指示及び保安検査指摘事項の対応等）が漏れなく記載されていることを確認する運用を導入したこと。
- マネジメントレビューの有効性・適時性を向上させるため、平成29年3月に「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運用要則」を改正し、各事業部の管理責任者が、保安検査終了後10日以内に、指摘事項等をマネジメントレビューにおいて社長へ報告する運用を導入したこと。
- これらの是正措置を導入した運用は、平成28年度第4回マネジメントレビューから開始したこと。

2) マネジメントレビューの実施状況

- 平成28年度第3回マネジメントレビューにおける不適合管理
 - ・平成28年度第3回マネジメントレビューにおいて、開催案内におけるインプット資料の作成指示が不明確であったこと等により、監査室、濃縮事業部及び再処理事業部のインプット資料において、予防処置及び是正処置に係る保安活動の報告が抜け落ちてしまう不適合事象が発生した。
 - ・安全・品質本部は、当該事象を不適合として管理し、不適合を除去するために、同年3月14日に監査室、濃縮事業部及び再処理事業部を対象とした臨時マネジメントレビューを開催したこと。
 - ・当該不適合事象に係る是正処置については、報告徴収命令を踏まえた改善活動の一環として検討していること。
- 平成28年度第4回マネジメントレビューへのインプット
 - ・安全・品質本部におけるマネジメントレビューへのインプット資料は、「安全・品質本部 品質目標の設定、管理および本部長レビュー要領」に基づき作成されたこと。具体的には、各部長（安全推進部、品質保証部及び放射線安全部）が、当該四半期の品質目標の達成状況等のエビデンスと紐付けながら、各部においてセルフチェックシートを用いて必要な事項が記載されていることをチェックした後に、本部長

レビュー資料案を作成し、品質計画GLがマネジメントレビューへのインプット資料をとりまとめ、本部長レビューにおいて、安全・品質本部長が承認していること。

- ・監査室におけるマネジメントレビューへのインプット資料は、「監査室 品質目標の設定、管理および室長レビュー要領」に基づき、品質監査GLが当該四半期における品質目標の達成状況等の資料を基にマネジメントレビューへのインプット資料を作成し、監査部長がチェックした後に、室長レビューにおいて、監査室長が承認していること。
- ・埋設事業部におけるマネジメントレビューへのインプット資料は、「廃棄物埋設施設 マネジメントレビュー実施要領」に基づき各部門長（埋設計画部長、開発設計部長、安全管理部長及び低レベル放射性廃棄物埋設センター長）が作成した当該四半期における品質目標の達成状況等の資料を基に、「品質方針管理要領」に基づき品質保証課長がマネジメントレビューへのインプット資料を作成し、事業部長レビューにおいて、事業部長が承認していること。

○平成28年度第4回マネジメントレビューからのアウトプット

- ・安全・品質本部に対するマネジメントレビューにおいて、安全・品質本部が実施する各事業部の品質保証活動の監視（オーバーサイト）の具体的な進め方等について議論するとともに、マネジメントレビューからのアウトプットとして、社長より、①報告徴収命令に係る是正措置等について、本部内全員に周知するとともに万全の対応を行うこと、②各事業部の品質保証活動を監視（オーバーサイト）する仕組みを構築し、オーバーサイト結果を踏まえた各事業部への改善展開を行えるようにすること等の5項目の指示があったこと。
- ・監査室に対するマネジメントレビューにおいて、監査室が実施する各事業部の内部監査に対する要望（報告徴収命令を踏まえた活動に対する内部監査の実施、及び各事業部の強み及び弱みを内部監査により把握して報告する等）について議論するとともに、マネジメントレビューからのアウトプットとして、社長より、①報告徴収命令に係る是正措置等について、室内全員に周知するとともに万全の対応を行うこと、②報告徴収命令に係る是正措置の実施結果を確認するための監査を実施すること等の5項目の指示があったこと。
- ・埋設事業部に対するマネジメントレビューにおいて、不適合処理の遅延理由の分析等の議論をするとともに、マネジメントレビューからのアウトプットとして、社長より、以下を含め4項目の指示があったこと。

- ④報告徴収命令に係る是正措置等について、事業部内全員に周知するとともに万全の対策を行うこと。
- ⑤長期にわたり不適合処理が完了していない事案に対して、速やかに、かつ、確実に処理すること。また、今後発生する不適合に対しても遅れを発生させないために、現在の進捗管理等の仕組みをさらに充実させること。
- ・マネジメントレビューからのアウトプットにおける、社長からの指示について、下記「(3) 品質目標の設定状況」のとおり、各事業部の品質目標に展開されていることを確認した。

(2) 品質方針の設定状況

法令遵守、原子力安全の達成、原子力安全の要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの継続的な改善等を行うための基本方針である品質方針に関して、平成29年度の品質方針及び品質方針の意図するところを示した品質方針ガイドラインの設定について、関係者への聴取及び会議体の議事録等の記録を基に、主に以下の事項を確認した。

- 安全・品質本部は、報告徴収命令等を踏まえ、品質マネジメントシステムの重要性を認識するため、各事業部の意見を集約し、平成29年2月に品質方針案及び品質方針ガイドライン案を作成したこと。
- 同年3月に開催された平成28年度第4回マネジメントレビューにおいて、上記の品質方針案等について審議し、修正指示を反映して、稟議により社長が決裁したこと。
- 平成28年度からの主な変更点は以下のとおり。
 - ①品質方針
 - ・前文において「安全及び品質の向上は経営の最重要課題であること」を明確にしたこと。
 - ・新規方針として「品質マネジメントシステムの重要性を認識し、有効性を継続的に改善すること」を追加したこと。
 - ②品質方針ガイドライン
 - ・「安全を最優先する文化」と「職場内のコミュニケーションの重要性を認識すること」を追記したこと。
 - ・「品質マネジメントシステムのPDCAを廻すことが安全性を高めていくとの認識を持ち、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善すること」を追記したこと。
- 同年4月に設定された品質方針は、社長から全社員に対して「社達」として文書で通知されたこと。また、平成28年度からの変更点と変更理

由について、全社員及び協力会社に対して、メール、電子掲示板、品質保証大会等において周知するとともに、品質方針ポスターの掲示、品質方針携行カードの配布等による展開活動を実施していること。

(3) 品質目標の設定状況

上記で設定された品質方針に基づき、本部・室・各事業部の管理責任者（安全・品質本部長、監査室長及び濃縮事業部長）が、報告書、前年度の品質目標の達成状況及びマネジメントレビューからのアウトプット等を踏まえ、自部門の平成29年度の品質目標を設定していることを、関係者への聴取及び会議体の議事録等の記録を基に、主に以下の事項を確認した。

- 本部・室・各事業部の管理責任者は、「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運営要則」に従い、次年度の開始前までに品質目標を設定する必要があることから、安全・品質本部からの指示を受けて、平成28年度第4回マネジメントレビューにて審議予定の品質方針案を基に、自部門の平成29年度品質目標を検討し、平成29年3月末に設定した後に社長へ報告したこと。
- 一方、同年3月27日に開催された平成28年度第4回マネジメントレビューにて平成29年度の品質方針が決定されるとともに、マネジメントレビューからのアウトプットとして、社長より、品質目標の達成指標については、5W2Hを意識するとともに、数値目標を掲げ、達成度が判定可能な指標とすること等の指示が出されたことから、本部・室・各事業部の管理責任者は、社長からの指示を受けて、自部門の品質目標を見直し、期中変更したこと。
- 本部・室・各事業部における品質目標の設定状況として、確認した事項は主に以下のとおり。

①安全・品質本部の品質目標

- ・報告書に基づくアクションプランの完遂、及び平成28年度第4回マネジメントレビューからのアウトプットとして社長からの指示にあった、各事業部の品質保証活動を監視（オーバーサイト）する仕組みの構築・維持等を品質目標としていること。
- ・平成28年度の品質目標の1つであった、不適合管理の仕組みの全社統一については、報告徴収を踏まえた対応等により未達成となったため、平成29年度の品質目標として、全社として是正処置、予防処置等の仕組みに係る改善を行うとしていること。
- ・品質目標の具体的展開表を作成する際に、5W2Hを意識して、実施計画、期限、担当グループ等を明確にしていること。
- ・品質目標の設定時にメールにて本部員へ周知するとともに、執務室に

品質目標及び具体的展開表を掲示し、安全・品質本部長、各部長及び各GLが定期的に集まり、掲示された品質目標等の前で、品質目標の達成状況や課題等を共有していること。

②監査室の品質目標

- ・報告書に基づくアクションプランを確実に実施することを品質目標として設定していること。また、平成28年度第4回マネジメントレビューからのアウトプットとして社長から指示があった、報告徴収命令に係る是正措置の実施結果を監査すること、内部監査における各部門の強み及び弱みの抽出等を、内部監査の実施に係る品質目標に落とし込んでいること。
- ・品質目標の具体的展開表を作成する際に、5W2Hを意識して、実施計画、期限、担当グループ等を明確にしていること。
- ・品質方針と監査室の品質目標について、前年度からの変更理由等を明確にした比較表を作成し、監査室員に周知するとともに、各目標の担当者を明確にして業務指示をしていること。

③埋設事業部の品質目標

- ・報告書の中で約束した事項を守るために、事業部として以下の活動を実施することを品質目標として設定していること。
 - ①「埋設事業部員の心得」の制定
 - ②対話活動の強化
 - ③保安規定と下部要領の紐付け作業による、保安活動に対する更なる感度向上
- ・平成28年度第4回マネジメントレビューからのアウトプットとして社長から指示があった、不適合処理の遅延防止対策として、CAP会合（事業部内の不適合に係る情報共有を目的として運営する会議体）を利用して管理中の不適合の実施期限の確認等を実施し、不適合処理の迅速化を図り、処理に遅れが認められる場合には、改善に向けたアドバイスや支援をCAP会合等で実施することを事業部の品質目標に取り込んでいること。
- ・事業部の品質目標は、5W2Hを踏まえて、達成度が評価可能な指標となるような数値目標とする等の見直しを行い、期中変更を実施したこと。
- ・事業部の品質目標が各部門（埋設計画部、開発設計部、安全管理部、低レベル放射性廃棄物埋設センター）に展開され、その後、各部門から各課に順次展開されたこと。また、各部門又は各課で作成された「業務目標／品質目標」について、上位職が事業部又は各部門の品質目標との紐づき及び整合性について確認し、承認していること。

(4) 結論

以上のことから、マネジメントレビューの実施状況について確認した結果、保安検査で確認した範囲においては、保安規定の遵守状況について違反となる事項は認められなかったが、事業者が見直しを行っていく等としていくことについては、引き続き保安検査等で確認していく。

5. その他

なし

検査結果（2 / 2）

1. 検査実施日

平成29年6月8日（木）、9日（金）

2. 検査内容

○不適合管理の実施状況に係る検査

3. 対象となった保安規定の条文

第3条の5の2	文書化に関する要求事項
第3条の7の3	インフラストラクチャー
第3条の8の5	業務の実施
第3条の9の2	監視及び測定
第3条の9の3	不適合管理
第3条の9の5	改善
第18条	巡視・点検
第19条	保修作業の実施
第20条	保修作業後の措置
第59条	記録

4. 検査結果

平成28年度第3回保安検査において保安規定違反（監視）となった「廃棄物埋設施設の巡視・点検の状況に係る記録の未作成」及び第4回保安検査において発生状況及び原因の確認を行った不適合事象「2号埋設クレーンの緩衝材脱落」について、平成28年度第4回保安検査以降の不適合管理状況を確認した。

4. 1 廃棄物埋設施設の巡視・点検の状況に係る記録の未作成

平成28年度第3回保安検査において保安規定違反（監視）とした「廃棄物埋設施設の巡視・点検の状況に係る記録の未作成」について、平成28年度第4回保安検査以降の不適合管理の実施状況及び見直された巡視・点検の改善状況を、関係者への聴取及び記録により以下のとおり確認した。

（1）不適合管理の実施状況

○是正処置に対する有効性レビューの実施

- ・品質保証課長は、「不適合管理実施要領」に基づき、是正処置の有効性レビュー方法について検討し、運営課に対する臨時監査により有効性

レビューを行うことを決めたこと。

- ・臨時監査は、「内部監査実施要領」及び「内部監査実施マニュアル」に基づき計画書を作成し、体制を整え、平成29年3月に実施されたこと。
- ・臨時監査の結果、当該不適合事象に係る以下の是正処置が実施され、同一事象が再発していないことを確認したこと。また、当該監査における観察事項及び要望事項はないこと。
 - ①「廃棄物埋設施設 運転管理細則（以下「運転管理細則」という。）を改正し、巡視・点検記録における確認対象の細分化及び明確化を行ったこと。
 - ②運営課員に対して、保安記録の重要性を再認識させるために、当該不適合事象の発生経緯及び再発防止対策等について、教育を実施したこと。
 - ③改正された「運転管理細則」に基づき、巡視・点検記録を作成していること。また、各グループにおいて朝夕に当日の実施業務についての確認を目的としたミーティングを開催していること及び日報を作成することにより、巡視・点検記録の作成状況を運営課長以下課員が確認していること。
 - ④相互コミュニケーション向上に向けたディスカッションを行い、課内において課員同士の業務実施状況に関する相互確認の声がけが増えたこと。
- ・臨時監査の結果は、主任監査員である品質保証課長が監査報告書としてまとめ、事業部長が承認したこと。
- ・本不適合は、是正処置の有効性レビューを行い、不適合管理を完了し、事業部長に報告されたこと。

(2) 巡視・点検の改善状況

改正した「運転管理細則」における、巡視・点検の改善状況を確認した。

- ・運営課は、新たに破損・変形・脱落の確認を定めた対象設備について、外観確認に触診確認を追加して実施していること。
- ・さらに運営課は、改正された最新の巡視・点検を運用する中で改善点を洗い出し、「運転管理細則」の再改正の準備を実施していること。

(3) 結論

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定違反となる事項は確認されなかった。

4. 2 2号埋設クレーン緩衝材脱落

2号埋設クレーン緩衝材脱落に係る不適合事象の、平成28年度第4回保安検査以降の不適合管理について、根本原因分析の実施状況及び是正処置の有効性レビューの実施状況を関係者への聴取及び記録により以下のとおり確認した。

(1) 不適合管理の実施状況

○根本原因分析の実施

- ・事業部長は、不適合検討会において報告された「不適合事象の根本原因分析実施決定根拠書案」について、「事象の結果の大きさに関わりなく、組織としての問題が潜在している可能性がある事象」を理由に根本原因分析を行うことを承認したこと。
- ・「共通RCA要則」に基づき、中立性を確認する等メンバー要件を満足した根本原因分析チームメンバーを品質保証課長が選任し、事業部長が承認していること。
- ・根本原因分析チームは、根本原因分析の計画として「共通RCA要則」に基づき「不適合事象の根本原因分析活動計画書」を作成したこと。
- ・根本原因分析チームは、平成29年1月から5月に、同計画書に基づき根本原因分析を実施し、分析結果を「根本原因分析報告書」にまとめたこと。
- ・改善すべき組織要因として、以下の6項目を抽出したこと。
 - ①不適合に挙げたくない雰囲気。
 - ②ベテラン運営課員の判断で十分という雰囲気。
 - ③保全計画未策定によるメンテナンス不足。
 - ④老朽化設備に対する工期不足等によるメンテナンス不足
 - ⑤余裕のない操業計画
 - ⑥慢性的要員不足
- ・組織要因から導き出された提言として、以下の6項目を選定したこと。
 - ①異常発見時の速やかな情報共有。
 - ②上層部による現場状況の的確把握、関係者との積極的コミュニケーション実施によるモチベーション向上。
 - ③部門を越えた積極的コミュニケーションが行える環境づくり
 - ④適切な保全計画の策定。
 - ⑤実行可能な操業計画の策定。
 - ⑥適切な人的資源の確保。
- ・上記の提言を受けた是正処置計画の策定が未完であること。

○是正処置に対する有効性レビューの実施

- ・品質保証課長は、「不適合管理実施要領」に基づき、是正処置の有効性レビュー方法について検討し、運営課に対する臨時監査により有効性

レビューを行うことを決めたこと。

- ・臨時監査は、「内部監査実施要領」及び「内部監査実施マニュアル」に基づき計画書を作成し、体制を整え、平成29年6月に実施されたこと。
- ・臨時監査の結果は、主任監査員である品質保証課長がとりまとめ中であり、結果は事業部長に報告されること。

(2) 結論

以上のことから、不適合事象「2号埋設クレーン緩衝材脱落」に係る平成28年度第4回保安検査以降の不適合管理の実施状況については、保安規定違反となる事項は認められなかった。しかし根本原因分析による提言を受けた是正処置計画の策定が未完であること、また有効性レビューとして実施された臨時監査結果報告が未完であり不適合管理中であることから、その結果を今後の保安検査等において引き続き確認する。

5. その他

なし